

○ 学校法人渡辺学園ハラスメント防止対策委員会規程

(令和3年4月27日)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人渡辺学園ハラスメントの防止等規程（以下、「ハラスメント防止等規程」という。）に基づき、ハラスメント防止対策委員会（以下「委員会」という。）に関する必要な事項を定める。

(設置等)

第2条 ハラスメントを防止するとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応することを目的として、委員会を設置する。

2 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(1) 理事長

(2) 人事・労務担当常務理事

(3) 保健センター所長

(4) 総務部長及び総務部次長

(5) 前各号のほか必要に応じて学内外から理事長が委嘱した者 若干名

3 委員長は、理事長が担当する。

4 委員の任期は、当該職務に就任している間とする。ただし、第2項第5号の委員は就任の時から必要に応じた期間とする。

5 委員がハラスメントの申立人及び被申立人となったときは、委員長は当該委員を委員会に招集しない。

6 委員会は、ハラスメント審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設けることができる。

7 委員会の決議は、そのときの委員会の委員数の3分の2以上の出席を条件とし、その内の過半数の多数をもって議決するものとする。

(職務等)

第3条 委員会は、相談員から文書による諮問の依頼を受けた場合、特に必要がないと認められた場合以外は、当事者に和解、調停その他の必要な措置を文書で迅速かつ適正に行わなければならない。

2 委員会は、前項の措置を行うにあたって関係者から必要に応じて事情聴取、照会その他の調査等を行い、事実を確認することができる。この場合、当事者本人に十分な意見陳述及び弁明の機会を与えなければならない。

3 委員会は、事案が委員に関係する可能性があるときは、当該委員を委員会から除いて審議するものとする。

4 委員長は、その議長となる。

- 5 委員会は、事案毎にその概要・処理状況について記録を作成し、理事会に報告しなければならない。
- 6 委員会は、事案により懲戒処分等の措置を講ずる必要があると認めるときは、学校法人渡辺学園査問委員会に審議を委ねるものとする。
- 7 委員会は、ハラスメント防止に関する啓発及び研修を行うものとする。

(解決のための措置)

第4条 委員会は、相談者が申し立てた場合（以下「申立人」という。）、速やかにハラスメント防止等規程に定める問題解決のための対応を図る。なお、その実施事項は次のとおりとする。

- (1) ハラスメントに関する相談・苦情に対する事実の調査、及び確認
 - (2) ハラスメントに関する相談・苦情に対応するための審査委員会の設立
 - (3) 審査委員会の進捗状況の確認等
 - (4) 審査委員会が確認した事実、または推定された状況に基づいて提案された処分案を踏まえて、申立人と被申立人（ハラスメント被害を申し立てられた者）に和解等の提示
 - (5) 従前の相談案件との整合性を踏まえた解決案の策定
 - (6) 相談者又は申立人へのフィードバック対応
 - (7) 必要な場合に職場環境の改善、及び人事上の措置について所属長へ命令
 - (8) その他委員会として必要とされる対応など
- 2 前項について調査不成立、不服申立、及び和解・調停不成立等があった場合は、必要に応じて再調査を行う。

(審査委員会の目的等)

第5条 次のことを実施するために、委員会は審査委員会を設置する。

- (1) 申立人及び被申立人からの事実確認
 - (2) 必要に応じ、第三者（申立人及び被申立人以外の者）からの事実確認
 - (3) 委員会からの指示による和解の遂行
 - (4) 委員会への進捗状況の報告等
 - (5) 必要な場合に職場環境の改善、人事上の措置及び処分案について委員会へ提案
 - (6) その他審査委員会として必要とされる対応など
- 2 審査委員会は、次に掲げる者（以下「審査委員」という。）をもって構成する。
- (1) 労務担当常務理事
 - (2) 総務部長及び総務部次長
 - (3) 人事課長
 - (4) 前各号のほか必要に応じて学内から審査委員長が委嘱した者
- 3 審査委員長は、労務担当常務理事が担当する。
- 4 副審査委員長は、総務部長が担当する。

- 5 審査委員の任期は、当該職務に就任している間とする。
ただし、第2項第4号の審査委員は就任の時から必要に応じた期間とする。
- 6 必要に応じて当該苦情の申立及び相談を受けた相談員は、審査委員会が認めた場合には、同席できるものとする。
- 7 審査委員会は、原則として1か月間に2回（被申立人及び申立人に対して各1回）の開催とする。
- 8 委員長は、その議長となる。
- 9 委員長が不在等のときは、副委員長が議長となるものとする。
- 10 委員長は、審査委員の他に必要に応じてヒアリング担当者を委嘱できるものとする。
- 11 審査委員会は、事案毎にその進捗状況等について記録を作成し、委員会に報告しなければならない。

(注意義務)

第6条 委員及び審査委員は、次に掲げる行為をしないよう注意しなければならない。

- (1) 申立人又は被申立人など関係者（以下、「申立人等」という。）の名誉、プライバシーその他の人格権を侵害する行為
- (2) 申立人の抑圧や被害の揉み消しになるような言動
- (3) その他、申立人等を不当に不利に扱う行為

(事務)

第7条 委員会の事務局は、総務部人事課とする。

(守秘義務)

第8条 委員は、関係者のプライバシーの保護を最優先にし、任期中及び退任後も知り得た内容について守秘義務を負う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和3年4月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。